

新宿区教育委員会会議録

平成26年第1回定例会

平成26年1月10日

新宿区教育委員会

平成26年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成26年1月10日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時25分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 池 俊 之	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

欠席者

なし

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中央図書館長	藤 牧 功太郎
参 事 兼			
教育調整課長	吉 村 晴 美	教育指導課長	工 藤 勇 一
事務取扱			
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	米 山 亨
統括指導主事	長 田 和 義	統括指導主事	長 井 満 敏
統括指導主事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係		教育調整課管理係	
調 整 主 査	高 橋 美 香		高 橋 和 孝

## 議事日程

日程第 1 第 1 号議案 新宿区社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について

日程第 2 第 2 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
改正について

## 報 告

1 平成 2 5 年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次  
長）

2 その他

---

◎ 開 会

○白井委員長 ただいまから平成26年新宿区教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

○菊池委員 かしこまりました。

○白井委員長 議事に入る前に、昨年12月6日の教育委員会第12回定例会での選挙において委員長に選任されましたので、改めて一言ご挨拶させていただきます。

私たち教育委員会としては、教育ビジョンに基づいて平成27年まで教育行政を遂行していくという点で、平成26年は後半に入っております。今まで以上に事務局と教育委員との情報共有ということと、それから委員会での活発な議論でよりよい新宿の教育をつくっていきたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様は議席ですが、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることになっております。本日各委員がお座りの席を議席といたしますので、ご確認をお願いいたします。

---

◎ 第1号議案 新宿区社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について

◎ 第2号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部  
改正について

○白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について」、  
「日程第2 第2号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」を議題としま  
す。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第1号議案及び第2号議案についてご説明させていただきます。

初めに、第1号議案 新宿区社会教育委員の設置に関する条例の一部改正についてです。  
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する

法律（平成25年法律第44号）による社会教育法（昭和24年法律第207号）の改正に伴いまして、社会教育委員の委嘱の基準を定めるほか、所要の改正を行うものでございます。

裏面の新旧対照表をごらんください。

まず、条例の題名でございますが、「新宿区社会教育委員の設置に関する条例」から、「新宿区社会教育委員条例」に改めます。これは、委嘱の基準の規定を設けることにより、社会教育委員全般に関する条例となるために変更を行うものでございます。

次に、第1条の社会教育法の規定の引用は「条」までの引用でございましたが、「項」まで特定することにしたものでございます。

次の第2条で社会教育委員の委嘱の基準を規定いたします。社会教育法の改正では、社会教育委員の委嘱の基準は文部科学省令を参酌し、地方公共団体が条例で定めることとされたことから、当該文部科学省令を参酌し、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。」としております。

次に、改正後の第4条ですが、委員の任期に関する規定を他の附属機関の条例と表現を合わせるための文言整理を行っております。

また、改正後の第5条は、委任事項について、法制執務における一般的な表現に改めることにしたものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日です。

提案理由は、「社会教育法（昭和24年法律第207号）の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるほか、所要の改正を行う必要があるため」でございます。

続きまして、第2号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてです。

この条例は、平成24年6月20日に成立いたしました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法（平成17年法律第123号）からの引用条項のうち平成26年4月1日が施行期日となっている改正部分について、それに合わせる規定を整備するものでございます。

裏面の新旧対照表をごらんください。

第13条につきましては、介護補償について定めている条項ですが、第1項第2号で、障害者自立支援法に規定する障害者施設に入所している場合は介護補償を行わないことを規定しております。

平成26年4月1日から共同生活介護、いわゆるケアホームが、共同生活援助、グループホームに一元化することにより、第15条第10項に規定されている共同生活介護が削除されるため、以降の条が繰り上がることを受けたものでございます。

施行期日は平成26年4月1日です。

提案理由は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、引用条項の規定を整備する必要があるため」でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○白井委員長 説明が終わりました。第1号議案についてご意見、ご質問をどうぞ。

今野委員。

○今野委員 1号議案のほうですが、全く依存ありません。

念のために関係法令の条文をたどってみましたが、結局、規制緩和の関係から社会教育法で書かれている社会教育委員の委嘱の基準というものを各自治体の条例で定めるようにするとなったわけですが、文部科学省でも完全に自治体にお任せではなくて、法律に書いてある事柄を省令で書いて、それを参考にしながら自治体は規定に下さいということで、今回の改正はそれにのっとってやられておりますし、実質的には、そういう規制改革の観点で書く場所が法律から条例に変わったということで、内容的には変化はないものでございます。

それから、幾つか条例の整理をされた部分も適当ではないかなというふうに思いました。

以上です。

○白井委員長 他にご意見、ご質問。

松尾委員。

○松尾委員 現行の部分では、第3条第2項に「委員が欠けたとき、新宿区教育委員会は、これを補充することができる。」と書いてありますが、これに該当することは改正案の中には見当たらず、改正後第4条で「委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」と書いてあります。ですから、改正後のほうでは委員に欠員が生じた場合に補欠を委員にするということに関する規定がないように見えるのですが、これはこれでよろしいのでしょうか。

○教育支援課長 今、委員ご指摘の現行の第3条第2項の「これを補充することができる。」のところにつきましては、この項目自体が仮にその条文になかったとしても、そのような効力というか、そのような位置づけで処理をするということが通例でございますので、今回、所要の改正を行いましたときに、この表現については省かせていただいたものでございます。

○松尾委員 つまり、委員に欠員が生じた場合には補充するのが当然であるという理解のもとで運用されるということですね。わかりました。どうもありがとうございます。

○白井委員長 菊池委員。

○菊池委員 第5条の言い回しがよくわからないのですが、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、新宿区教育委員会が別に定める。」の部分はどのような意味なのか、教えてください。

○教育支援課長 今、委員のご質問のありました「この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める」ですが、今、別に定められているものといたしまして、新宿区社会教育委員会議規則というものがございます。この条例の施行に関し仮に定めるものが必要となった場合には、そちらの規則で改めて教育委員会で定めるといったような形でございます。

○菊池委員 例えば、どういうものを想定するのでしょうか。

○教育支援課長 現行の規則の中では、例えば議長に関することとか、副議長に関すること、それから招集、定足数というようなものが規定してございます。それに改めて何か事象の変更とか、状況の変化に応じて、そこで定めなければいけないといったようなことが生じた場合には、規則で定めるといった形でございます。

○白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

では、ほかにご意見、ご質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第1号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 第1号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案についてご意見、ご質問をどうぞ。

この案件自体が法律の削除に基づく繰り上げのための適用条文の改正ということなのでこれでよろしいと思うのですが、いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 第2号議案については、討論及び質疑を終了ということで決定してよいかどうかのほうに移らせていただきます。

第2号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 第2号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

◆ 報告 1 平成 25 年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）

◆ 報告 2 その他

○白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 について説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、平成 25 年第 4 回区議会定例会における代表質問等の答弁要旨についてご報告申し上げます。

まず、民主・無所属クラブ、志田議員の代表質問でございます。

「ネット依存について」ということで、（1）といたしまして、「ネットによるいじめを防ぐために、区としてどのような現状の課題の認識をされているか。」というようなところ。また、（2）といたしまして、「特にネット依存の危険性を教えていくことについて、今後どのように取り組んでいくのか。」という 2 点についてのご質問でございます。

答弁としましては、まず 1 点目につきまして、「9 月に施行されたいじめ防止対策推進法では、ネットいじめへの対応が求められており、メールや SNS の使い方を間違えるといじめや誹謗中傷等の人権侵害になることを、授業の中で子どもたち自身に考えさせ、実生活への行動へ結び付けていくことが重要である。」といったようなところ。

そして、（1）の最後の部分ですが、「今後も各学校において、子どもたちが良好な人間関係を構築できるような教育活動の展開を支援していく。」というようなお答えをさせていただきます。

次に、（2）の部分につきましては、中段の後半部分になりますが、「児童・生徒については」ということで、「来年度から、情報モラル教育を教育課程に位置付け、小学校高学年及び中学校の早い段階で、情報関係の専門家による授業支援を実施する。」といったところ。

そして、1 行飛ばしまして、「また」の部分では、「保護者についても、スマートフォンやネットにおける危険性の理解が必要なことから、家庭での情報モラル教育について、PTA 主催の研修会を実施している。」と。今後も保護者等への啓発を続けてまいりますというようなお答えをさせていただきます。

次に、2 ページ、自由民主党新宿区議会議員団、ひやま議員の代表質問でございます。



「文化財の保護と活用等について」ということで、「新宿区文化財保護条例施行30周年を迎え、学校教育においてはこの間、地域の文化財とどうかかわり、活用されてきているか。」という質問の内容でございます。

答弁といたしましては、1行目、「新宿区は地域の歴史や文化を伝える多くの文化財に恵まれており、これらを教材として、子どもたちが地域の人々や文化を学んでいくことは、地域を愛する子どもを育てるうえで大切なことであるととらえている。」というようなところ。

そして、その次、1行飛ばしまして、「例えば」ということで例示を幾つか挙げてございます。「戸山小学校では地域に伝わる『鉄砲組百人隊』を教材として」というようなところ。「また、鶴巻小学校では、地域の方の協力を得て、伝統文化である和太鼓に取り組んでいる。」というようなところ。そして、「牛込第二中学校では、学区内に漱石公園があることから、夏目漱石の学習に学校をあげて取り組んでいる。」というようなところ。「今後も地域に根ざした教育を進めていく。」というようなことでお答えしてございます。

次に、3ページ、新宿区議会公明党の野もと議員の代表質問でございます。

「教育施策の充実」ということで5点ございまして、(1)が外国語教育について、(2)がサイエンスプログラムについて、(3)として自学自習の支援の大切さというようなところ、(4)としましては学校情報ネットワークシステムの活用について、(5)では特別支援教育の推進についてということでございます。

主な答弁といたしましては、4ページの(4)、「タブレットPCは、新宿養護学校に14台導入しているほか、タブレットPCを活用した授業の研究実践を行う教育課題研究校に導入している。研究校への導入にあたっては、研究の内容や費用対効果について調査し、新宿区情報化検討部会の評価を得たうえで行っており、現在、小学校4校で計21台、来年度はさらに小学校4校が導入する計画となっている。」というようなところ です。

そして、(5)では、特別支援教室構想ということで、4ページの一番下、「情緒障害等通級指導学級については、現在、定員120名のところ109名の児童が利用している。今後、利用者が増加する傾向にあり、平成27年度には定員を大幅に上回ることが見込まれている。現状では、対象児童の受入れが困難であるとともに、地域バランスにも偏りがある。このことから、通級指導学級が設置されていない四谷地区及び牛込地区に、特別支援教室構想を見据えた通級指導学級を、平成27年度に開設することを検討している。」というお答えをしております。

次に、公明党の一般質問、北島議員でございます。

防災対策ということで、とりわけ中段になりますが、中学生は事業所と同様地域に担い手になる存在であるということを前提といたしまして、「今後中学生にどの様に活躍してもらうのか。また、児童・生徒や全教職員が、地域の防災訓練に参加する為には、訓練自体を教育課程に位置付ける事が必要ではないかと考えるが、区の見解はいかがか。」という事でございます。

答弁といたしましては、こちらも中段になりますが、「教育委員会では、来年度モデルとして、一部の中学校で、避難所運営管理協議会が実施する防災訓練に生徒が参加することを検討している。実施にあたっては、教育課程に位置付け、1年生もしくは2年生全員と、教職員が参加することを原則とする予定である。」というお答えをしております。

次に、6ページ、日本共産党新宿区議会議員団、佐藤議員の代表質問でございます。

「学校選択制について」ということで、2点ございます。

(1) の中段以下でございますが、「来年の小学校入学対象者の学校別選択結果では、選択できない小学校が3校、抽選する小学校が13校となっている。この現状をどのように受け止め、この傾向が今後どのように推移していくと捉えているか。また、杉並区、板橋区は経過期間を設けて廃止の決断をしたが、学校選択制の見直し、廃止についての教育委員会の見解はいかがか。」というようなことでございます。

答弁でございますが、(1) の1行目、「小学校の学校選択制度については、通学区域制度を原則とした上で、隣接区の学校も選択することができる制度である。特定の学校に選択が集中した場合には抽選を前提としており、希望者全員を受け入れることができないこともある。」という事でございます。そして、その次の段では、「アンケートでは、約8割の保護者が制度について『あったほうがよい』『どちらかというとなったほうがよい』と回答しており、評価を得ているものと認識している。」という事でございます。そして、(1) の最後の段の「学校選択制度の見直し等については」ということで、35人以下学級の導入などについては、教育環境検討協議会を設置して答申を受け、この答申を踏まえて基本方針を策定したというようなところと、当面はこの方針に基づき、学校選択制度を適切に運用していく考えであるというようなことでお答えしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

松尾委員。

○松尾委員 報告1の志田議員の質問に対する教育長の答弁の中で、(2)の情報モラル教育に関する説明のところで、「保護者についても、スマートフォンやネットにおける危険性の理解が必要なことから、家庭での情報モラル教育について、PTA主催の研修会を実施している。」というふうになっておりますが、この部分に教育委員会がどのように関係しているかというのが、ここの文章では少しわかりづらいので、補足をいただければと思います。

○教育支援課長 現在のPTA主催の保護者向けの研修会、あるいは保護者会等の中でも、学校によってはネットに関する危険性などの情報提供もしていますが、来年度以降につきましては、こちらのほうからより積極的にPTAのほうに、こういった内容ををやっていただきたいという働きかけも含めて次年度以降やっていきたいというような形で考えてございます。

○白井委員長 ほかにご意見、ご質問ありませんか。

私のほうから意見ですけれども、今のネットいじめに関することで、去年の年末の生徒会交流会の分科会で、生徒自身が、ネット利用に関しての話し合いを持ったと思うのです。やはり一番は、使う当事者である子どもたちがまずその問題について話し合うのはとても大事で、そのときもラインの実態が披露されていました。

私もラインを始めてみたのですが、子どもたちが使っているラインというのはグループとしてのラインで、そこの仲間に入るのを拒否できたりするところ子どもたちがとても苦しむ。要するに、仲間外れ的なことができるという危険性が一番だと思うのです。そういう実態を保護者も、それから教師はもちろんわかっているとは思いますが、実際に子どもたちが使っているものがどういうものかという現状をまず保護者のほうに知ってもらうのが大事ですし、私も生徒交流会の分科会で、子どもたちがかなり悩んでいるということがわかりましたので、その辺は私たちが対応していくべきだと思いましたので、意見を述べさせていただきます。

○教育支援課長 私も生徒交流会で聞いていまして、今、委員長がおっしゃいました、外すとか外されるとかいったようなところが、実際の人間関係のところへ直に結びついていってしまう危険性があるのが物すごく怖い実態なのかなというふうに思っております。

ただ、我々のほうも委員長がおっしゃったような、実態が本当にどのようなようになっていて、どのような知識が必要なのかという部分につきましても、次年度の情報モラル教育の中で精査をして、より効率的な、あるいは効果的な方法を模索しながら授業をやってまいりたいと考えてございます。

○白井委員長 よろしく申し上げます。

ほかに報告1についてご意見、ご質問ありませんか。よろしいですか。

ほかにご質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、「報告2 その他」ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

○白井委員長 ないということですので、以上で、報告事項を終了いたします。

---

◎ 閉 会

○白井委員長 以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午後 2時25分閉会